

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営の効率性と適法性を同時に確保しつつ、健全に発展するために必要な企業統治体制の整備や施策を実施することであり、Purposeである「不動産を安心と信頼のできる財産としてグローバルに提供し、社会に貢献する」を実現するためにも、株主や顧客をはじめとする利害関係者に対して公正かつ中立的な姿勢を保持・充実していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。このためにも、コンプライアンスを重視した経営及びこれを実践するためのコーポレート・ガバナンス体制の確立が必要であり、今後も経営の透明性、迅速性、公正性及び健全性の向上を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則2 - 4】

当社は、役職員を国籍、性別、年齢、社歴等に関係なく、能力や実績によって公正に評価・処遇する人事考課の方針を採用しております。なお、現状測定可能な目標は設定しておりませんが、女性社員の積極的な登用等を推進しており、生理休暇の有給化や、出産後の職場復帰及び時短勤務等の子育てと仕事の両立支援策を拡充し、社員の誰もが継続的に活躍できる場を提供しております。

また、以下のとおり、人材育成方針及び社内環境整備方針を策定しております。

(人材育成方針)

当社グループは、「不動産を安心と信頼のできる財産としてグローバルに提供し、社会に貢献する」をPurposeに掲げ、「21世紀を代表する不動産会社を創る」をVisionとして、この理念を深く理解し、自ら調べ、考え、動き、実現する経営幹部及びスペシャリスト人材を育成いたします。

(社内環境整備方針)

当社グループは、従業員一人ひとりの能力を最大限に發揮するためには、個々を尊重し合える組織風土の下、多様な人材がいきいきと働ける職場環境の整備が重要であると考えております。そのためにも、従業員エンゲージメントの向上に向けた取り組みを推進することで、働き甲斐のある職場づくりを目指してまいります。

【補充原則4 - 1】

当社の最高経営責任者は、代表取締役社長ですが、上場会社の代表取締役社長としては比較的若いため、後継者を選定するまでには至っておりません。もっとも、当社は、社内外から優秀な人材を抜擢し、多面的かつ深度ある評価を踏まえた上で役員として登用しております。当社役員は、取締役会その他の社内外の重要な会議に出席し、十分な時間をかけPurposeやVision、経営戦略を共有しており、現時点で代表取締役社長に不測の事態が起こったとしても後継者として専務取締役が適切な対応を行うことができるものと理解しております。

なお、指名・報酬委員会において、今後は、より一層深度のある後継者候補の育成方法の検討に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として以下の当社ウェブサイトに開示しております。

<https://www.goodcomasset.co.jp/investors/governance.html>

【株主との対話の実施状況等】[英文開示有り]

当社ウェブサイトに開示しております、「2025年10月期決算説明資料」及び「Fiscal year ended October 2025 Financial Results and Medium-Term Management Plan」をご覧ください。

<https://www.goodcomasset.co.jp/investors/present.html>

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(初回)
英文開示の有無 更新	有り

該当項目に関する説明 [更新](#)

当社ウェブサイトに開示しております、「2023年10月期第2四半期決算補足説明資料」及び「[Delayed]1H FY2023 Presentation Material November 2022 to April 2023」をご覧ください。
<https://www.goodcomasset.co.jp/investors/present.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 [更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長嶋 義和	4,970,096	17.34
株式会社long-island	4,339,200	15.14
長嶋 弘子	3,392,000	11.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,649,761	5.76
上遠野 俊一	599,200	2.09
株式会社グリットパートナーズ	581,959	2.03
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	340,600	1.19
川満 隆詞	242,300	0.85
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	177,200	0.62
染谷 恭子	160,000	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 プライム、福岡 既存市場
決算期	10月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
松山 昌司	公認会計士										
小田 香織	公認会計士										
野間 幹晴	学者										
杉山 央	弁護士										
茂田井 純一	公認会計士										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松山 昌司		該当事項はありません。	長年当社の監査役を務めていた経験もあり、当社の業務に精通しております。また、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験だけでなく他社役員としての経験もあり、そうした知識や経験等を今後も当社の経営の監督に活かしていただくことが期待できると判断いたしました。また、当社と同人との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
小田 香織		該当事項はありません。	当社の監査役を務めていた経験があり、また、公認会計士としての専門的見地と豊富な監査経験を有しております。そうした専門的見地や経験を当社経営の監督機能向上に活かしていただくことが期待できると判断いたしました。また、当社と同人との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
野間 幹晴		該当事項はありません。	財務・会計、企業価値評価及び企業価値経営を専門に大学院教授として研究や教育活動を行っております。また、経済産業省設立の企業報告ラボの座長であり、投資家とのエンゲージメントやサステナビリティ経営にも精通していることから、そうした専門的な学識や経験等を当社の経営機能強化及び企業価値向上に活かしていただくことが期待できると判断いたしました。また、当社と同人との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
杉山 央		該当事項はありません。	弁護士として企業法務に関する知見、また、会社経営者としての経験を有しております。そうした知識や経験等を当社経営の透明性の向上及び監督機能の強化に活かしていただくことが期待できると判断いたしました。また、当社と同人との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
茂田井 純一		該当事項はありません。	公認会計士及び税理士としての専門的な見地から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、複数の上場企業の社外役員としての豊富な経験や、会社経営者としての幅広い視野等を当社の経営全般に活かしていただくことが期待できると判断いたしました。また、当人と同人との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 [更新](#)

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	8	0	0	5	0	3	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	8	0	0	5	0	3	社外取締役

補足説明 [更新](#)

当社の指名・報酬委員会は、取締役会の決議によって選任された社外取締役5名及び常勤監査役1名を含む監査役3名(いずれも社外監査役)で構成しており、1年に3回以上開催することとしております。委員全員を社外役員として、指名・報酬に係る事項等を独立性をもって審議し、客観的な助言に基づく活動を通じて適切な経営体制の構築に努めています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、四半期に一度監査実施報告を受けるほか、監査の重要な点を適宜的確に把握するため、必要に応じて意見交換を行っております。
 内部監査担当は、内部監査の実施状況及び実施結果について、監査役に報告しており、日頃から意見交換を行うなど連携を図っております。
 当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による監査、いわゆる三様監査により、それぞれの監査の実効性を高め、有機的な連携・相互補完を図るため、監査役会と、会計監査人は四半期ごと及び必要に応じて個別にミーティングを実施し、監査役は内部監査担当である経営管理部と必要に応じてミーティングを行い、経営管理部は会計監査人と内部統制の意見交換を行う等、監査結果の報告、情報の共有化、意見交換等を行ない、三者連携の強化に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
向江 弘徳	他の会社の出身者													
秋元 創一郎	公認会計士													
小泉 始	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
向江 弘徳		該当事項はありません。	過去に、証券会社でアンダーライティング業務に携わっていた経験があり、当該業務を通じて培った経験及び見地を当社の経営全般の監視に活かしていただくことが期待できると判断いたしました。また、当社と同人との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない、独立性が高いものと判断し、独立役員に指定しております。
秋元 創一郎		該当事項はありません。	公認会計士としての財務・会計に関する専門的知識と豊富な監査経験を有しており、それら知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけたと判断いたしました。また、当社と同人との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない、独立性が高いものと判断し、独立役員に指定しております。
小泉 始		該当事項はありません。	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、それら知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけたと判断いたしました。また、当社と同人との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがない、独立性が高いものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

8 名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役5名及び社外監査役3名は、全員独立役員の基準を満たしておりますので、その全員を独立役員に指定しております。

なお、当社は社外取締役を選任するにあたり、以下のとおり独立性基準を設けております。

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社及び当社子会社の出身者関係

現在又は過去10年間において、当社及び当社子会社、関連会社(以下「当社グループ」といいます。)の業務執行者(注1)

2. 当社業務執行者が役員に就任している会社関係
当社グループの業務執行者が役員に就任している会社の業務執行者
3. 主要な取引先関係
当社グループを主要な取引先(注2)とする者又はその業務執行者もしくは当社グループの主要な取引先(注2)又はその業務執行者及び政策保有銘柄企業出身者
4. 大株主関係
当社の議決権の10%以上を実質的に保有している者又はその業務執行者
5. 監査法人関係
当社の会計監査人である監査法人に所属する者
6. 専門家関係
当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ている弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、弁理士又はコンサルタント等や当該財産を得ているのが団体の場合は、当該団体に所属する者
7. 寄付関係
当社グループから多額の寄付(注4)を得ている者や当該寄付を得ているのが団体の場合は、当該団体の業務執行者
8. 過去該当者関係
過去3年間に上記2~7に該当していたことがある者
9. 近親者関係
上記1~8に該当する者の二親等内の親族

(注)1.「業務執行者」とは、業務を執行する取締役、執行役員及び従業員をいう。

2.「主要な取引先」とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の5%以上の額の取引を行っている者をいう。

3.「多額の金銭その他の財産」とは、直近事業年度において、1年間で合計1,000万円以上、もしくは当該団体の連結売上高の5%以上のことを行う。

4.「多額の寄付」とは、直近事業年度において、合計1,000万円以上、もしくは当該団体の連結売上高の5%以上のことを行う。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 [更新](#)

その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、譲渡制限付株式報酬を付与しております。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#)

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(基本報酬に関する方針)

役員報酬等の総額は、株主総会において決議し、各取締役の報酬については、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて前期の業績や貢献度等を総合的に鑑み、客観的な視点で当期の報酬に反映させるよう審議の上、取締役会の決議により決定することとしてあります。なお、報酬は、各取締役の報酬や役位に応じて支給する固定報酬及び株式報酬としてあります。

(非金銭報酬等に関する方針)

非金銭報酬として譲渡制限付株式報酬の付与を実施することがあり、当該報酬の上限総額及び上限株数は、株主総会において決議し、各取締役の報酬の額又は数については、独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて前期の業績や貢献度等を総合的に鑑み、客観的な視点で当期の報酬に反映させるよう審議の上、取締役会の決議により決定することとしてあります。

(報酬等の割合に関する方針)

独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて業績や貢献度等を客観的な視点で審議の上、取締役会の決議により決定することとしてあります。

(報酬等の付与時期や条件に関する方針)

指名・報酬委員会の審議内容に基づき、毎年の定期株主総会終了後の取締役会において、当事業年度の報酬を決定いたします。

(取締役の個人別の報酬の内容についての決定の方法)

独立社外役員で構成される指名・報酬委員会にて前期の業績や貢献度等を総合的に鑑み、客観的な視点で当期の報酬等に反映させるよう審議の上、取締役会の決議により決定することとしてあります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

業務執行の詳細については、経営管理部は、社外取締役及び社外監査役を補佐し、必要な事務連絡・調整を行っており、監査業務については、常勤監査役が社外監査役に適宜説明を行い、社外取締役及び社外監査役との連携を密接にすることで、経営及び監査の充実を図る体制となっています。

また、取締役会の議案や、資料を事前に提供しており、十分に検討できる時間を確保できるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会・取締役)

当社の取締役会は、本書提出日現在、7名(うち社外取締役5名)で構成しております。取締役会は原則として毎月1回開催し、当社グループにおける経営上重要な事項の審議及び決定や、取締役の職務執行状況を監督しており、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、代表取締役社長をはじめとする取締役のほか、執行役員を選任しており、実効性の高い業務執行体制の構築に努めています。

(監査役会・監査役)

当社の監査役会は、本書提出日現在、常勤監査役1名を含む監査役3名(いずれも社外監査役)で構成されております。監査役会は原則として毎月1回開催されております。全監査役が取締役会に出席しており、取締役の業務執行状況等について必要に応じて意見を述べる等、実効性のある監査に努めています。また、全監査役は指名・報酬委員会、リスク・コンプライアンス委員会及び独立社外取締役会にも出席しており、意思決定プロセスの妥当性の検証を行っております。なお、常勤監査役については、前述の機関への参加に加え、経営会議にも出席しております。

また、監査役会は、会計監査人と四半期ごと及び必要に応じて個別にミーティングを実施し、監査役は内部監査担当である経営管理部と必要に応じてミーティングを行い、経営管理部は会計監査人と内部統制の意見交換を行う等、監査結果の報告・情報の共有化、意見交換等を行い、第三者連携の強化に努めています。

(指名・報酬委員会)

当社の指名・報酬委員会は、本書提出日現在、取締役会の決議によって選任された社外取締役5名及び常勤監査役1名を含む監査役3名(いずれも社外監査役)で構成されております。当委員会は原則として1年に3回以上開催しており、委員全員を社外役員として、指名・報酬に係る事項等を独立性をもって審議し、客観的な助言に基づく活動を通じて適切な経営体制の構築に努めています。

(リスク・コンプライアンス委員会)

当社のリスク・コンプライアンス委員会は、本書提出日現在、取締役7名(うち社外取締役5名)及び常勤監査役1名を含む監査役3名(いずれも社外監査役)で構成されております。当委員会は、四半期ごと及び必要に応じて臨時に開催しており、リスクやコンプライアンスの体制整備及び問題や改善点等の把握に努めています。

(サステナビリティ委員会)

当社のサステナビリティ委員会は、本書提出日現在、取締役2名及び常勤監査役1名で構成されております。当委員会は、委員長を代表取締役社長とし、1年に4回以上開催するほか、必要に応じて開催することとしており、当社グループのサステナビリティに関する重要課題や推進方針等を継続的に協議することを目的としています。

(独立社外取締役会)

当社の独立社外取締役会は、本書提出日現在、社外取締役5名で構成されております。独立社外取締役会は、年に1回以上開催されており、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会全体の実効性について分析及び評価することで取締役会の機能の向上を図っております。

(経営会議)

当社の経営会議は、本書提出日現在、取締役2名、常勤監査役1名で構成されております。経営会議は、代表取締役社長の諮問機関として必要に応じて適宜開催しており、「経営会議規程」に定められた経営上重要な事項を決定しております。経営会議で決議された事項については、取締役会で報告をすることとしており、業務執行に関する連携を図るとともに適正かつ効率的な経営活動に努めております。

(内部監査の状況)

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の組織として経営管理部4名が「内部監査規程」に基づき、内部管理体制の適正性、有効性について、評価及び検証を行っております。内部監査結果については、代表取締役社長に報告し、全役員が参加するリスク・コンプライアンス委員会で報告しております。

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人とは、監査結果講評時等に監査役及び経営管理部長が同席し、必要に応じて意見交換を行っております。

当社では、それぞれの監査の実効性を高め、有機的な連携・相互補完を図るため、監査役会と会計監査人は四半期ごと及び必要に応じて個別にミーティングを実施し、監査役は内部監査担当である経営管理部と必要に応じてミーティングを行い、経営管理部は会計監査人と内部統制の意見交換を行う等、適宜、監査結果の報告、情報の共有化、意見交換等を行い、三者連携の強化に努めております。

(会計監査の状況)

1. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 繼続監査期間

12年間

3. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 公認会計士 奥見 正浩
指定有限責任社員 公認会計士 江下 聖

4. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士19名、その他11名であります。

(監査役監査の状況)

当社の監査役会は、常勤監査役1名を含む監査役3名(いずれも社外監査役)で構成されており、いずれも東京証券取引所の定める独立役員に指定されております。

監査役監査については、監査役は、取締役会や各会議体へ参加の上、取締役の職務執行状況を監視し、必要に応じて意見を述べ、取締役の職務執行の適法性監査や計算書類等に関する会計監査を行っており、監査結果については監査役会に報告しております。

なお、社外監査役の秋元創一郎氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(責任限定契約の内容の概要)

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)、監査役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

これは、取締役、監査役及び会計監査人が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的としております。

(役員等賠償責任保険契約の内容の概要)

当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令違反であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないこととしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は機関設計として、監査役会設置会社制度を採用しております。

当社が監査役会設置会社制度を採用する理由としては、社外取締役を含む取締役会による監督機能に加え、監査役会が独立の機関として取締役の職務の執行に対する監査が機能する体制とすることで、経営の改善及び刷新を必要に応じて機動的に行えると判断しているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、法定期日前発送を実施し、発送日までに当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトにて公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算会社であるため、株主総会の開催日を株主総会集中日と予想される日以外の日に設定することができ、より多くの株主が株主総会に出席いただける環境を実現しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部(狭義の招集通知及び株主総会参考書類)の英訳を当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトにて公表しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトのIR情報にて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	多くの方に当社について知りたい方々には機会は必要であると認識しており、四半期ごとの決算短信発表後に説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算短信発表後に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトのIR情報にて開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部がIRを担当しております。 ir@goodcomasset.co.jp	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「不動産を安心と信頼のできる財産としてグローバルに提供し、社会に貢献します。」をPurposeとしており、このPurposeを実現するために行動規範を制定し、会社の発展及び法令遵守によりステークホルダーに還元していく考えであります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の主要事業である新築マンション販売の各物件において、環境や美観を配慮した壁面緑化「GENOVIA green veil」及び屋上緑化「GENOVIA skygarden」を採用しており、緑で都市をつないだグリーンネックレスが、街の新しいオアシスとして愛され、地域貢献に役立つマンション創りを行っております。 また、当社グループ全体でIT化の推進によりペーパーレス化を図っております。 主なCSR活動として、国内外の地震や台風等の災害において義援金等の寄付活動等を行っております。

ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定

当社は、全てのステークホルダーに対して、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努め、適時適切な開示について真摯な姿勢で臨むとともに、「ディスクロージャー規程」を制定し、同規程に沿って適時開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

A. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 社外取締役を含む取締役会を設置し、当社グループにおける経営上重要な事項の審議及び決定や取締役の職務執行状況を監督する。
- (b) 社外監査役を含む監査役会を設置する。監査役は、監査役会で定めた監査基準に基づき、取締役会その他重要な会議に出席及び日常の業務監査により、取締役の職務執行が法令及び定款に反していないかを監査する。
- (c) 取締役及び使用人は、「Purpose」及び「行動規範」に基づいて行動し、採用・教育部は、必要に応じて、コンプライアンスに関する啓蒙及び教育研修を実施する。
- (d) 内部監査によって、コンプライアンスの状況をモニタリングし、代表取締役社長及び監査役・社外取締役に報告する。
- (e) 法令・定款等に違反する事実を発見した場合やハラスメントに関する相談体制などについて「内部通報規程」を定めて、遵守する。
- (f) 当社グループは、反社会的勢力との関係を一切遮断する体制を構築する。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行状況については、法令及び「文書管理規程」に基づき作成・保存するとともに、取締役又は監査役から要請があった場合に閲覧可能な方法で保存する。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、担当取締役及び執行役員が適切な対応を行う。リスクの重要性の度合いに応じて代表取締役社長及び監査役会や取締役会に報告を行い、必要に応じて当社と顧問契約している法律事務所に助言・指導を受ける。

また、「リスク・コンプライアンス規程」に定めるリスク・コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、発生したリスク又は予見されるリスクについて分析と識別を行い、再発防止策又は予防策を策定し、取締役会等にその実施を求める。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会は、中期経営計画及び年間活動計画等の重要な方針を決定し、定期取締役会において月次決算報告及び業務執行報告を行い、取締役の職務の効率性をレビューし、必要に応じて改善を促す。
- (b) 取締役の職務が効率的に行われるよう、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、必要に応じて改訂することで、責任と権限の所在を明確化する。

E. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理は管理本部長が行うものとする。子会社の経理処理については、管理本部下の経理・財務部で支援し(一部、外部への業務委託を含む。ただし、その場合は、経理・財務部が内容確認を行う。)、それを通じて業務の適正性をモニタリングする。内部監査を実施することで、子会社の業務が適正に行われていることを確認する。

F. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

- (a) 監査役は、経営管理部の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができ、使用人はその職務に関して、取締役等の指揮命令は受けない。
- (b) 監査役の命令により使用者が行う職務についての人事的評価は、監査役の同意を得て行う。

G. 監査役の職務を補助すべき使用者に対する指示の実行性に関する事項

当社は、補助使用者に関して、監査役の指揮命令に優先的に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

H. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- (a) 取締役及び使用人は、当社及び当社グループの業務又は業績に重要な影響を与える事項について、遅滞なく監査役に報告する。また、法令・定款及び社内規程に違反した事実又は違反する恐れのあることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- (b) 監査役は、必要に応じて、取締役及び使用人に対し、取締役会以外の重要な会議等への出席、議事録、稟議書等の業務執行に関する書類の閲覧、説明及び情報提供を求めることができる。

I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査役及び監査役会は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査担当とそれぞれ必要に応じて意見交換を行う。
- (b) 監査役会は、必要に応じて内部監査担当を出席させ、内部監査の実施状況を報告させる。
- (c) 取締役会は、業務の適正を確保するための体制に係る監査役の意見がある場合は、これを審議し、その結果を監査役会に報告する。
- (d) 監査役が、その職務執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」において、以下を基本方針としております。

- (1) 反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感を与えるものであり、何らかの行動基準等を設けないままに担当責任者や反社会的勢力対応部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、企業の倫理規程、行動規範、社内規則等に明文の根拠を設け、担当責任者や反社会的勢力対応部署だけに任せずに、代表取締役社長等の経営トップ以下、組織全体として対応する。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- (3) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- (4) 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係をもたない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- (6) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- (7) 反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

また、当社は、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員であり、同センターが主催する「暴力団等、反社会的勢力との関係排除や反社会的勢力からの不当要求があった場合の対応策等に係る講習」を総務・人事部が受講し、対応体制・対応要領を整備しております。

上記基本方針及び規程を役員及び従業員へ周知、徹底していくとともに、総務・人事部所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して社員の教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けて、更なる社内体制の整備・強化を図っていく方針であります。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



